

議事 北海道肝炎医療コーディネーターについて

1 経緯

肝炎医療コーディネーターについては、「肝炎医療コーディネーターの養成及び活用について」（平成 29 年度 4 月 25 日付け健発 0425 第 4 号厚生労働省健康局長通知。以下、「国通知」と言う。）等に基づき、「北海道肝炎医療コーディネーターの養成及び活用に関する要綱」（以下、「要綱」と言う。）を制定し、養成してきた。

令和 5 年 2 月 3 日付け健発 0203 第 4 号厚生労働省健康局通知により、「肝炎医療コーディネーターの養成及び活用について」の一部改正が行われ、患者等も対象とする事項が追記された。

2 提案事項

国の通知等に即して、肝炎コーディネーターの認定要件に「患者等」を追加してはどうか。

健発0203第4号

令和5年2月3日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長

(公 印 省 略)

「肝炎医療コーディネーターの養成及び活用について」の一部改正について (通知)

肝炎医療コーディネーターの養成は、「肝炎医療コーディネーターの養成及び活用について」(平成29年4月25日付け健発0425第4号厚生労働省健康局長通知別紙)に基づき行われているところであるが、令和4年3月7日に改正された「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」(平成28年厚生労働省告示第278号。以下「指針」という。)第5(2)イにおいて、「肝炎医療コーディネーターの基本的な役割や活動内容等について、国が示す考え方を踏まえ、都道府県等においてこれらを明確にした上で育成を進めることが重要である」とされたことを踏まえ、今般、別紙新旧対照表のとおり一部改正したので、通知する。

各都道府県におかれては、別紙を参考の上、下記の内容を踏まえた肝炎医療コーディネーターに係る要綱等を作成し、肝炎医療コーディネーターの養成及び活用を図っていただくようお願いする。また、肝炎医療コーディネーターの役割や活動内容については、必要に応じ、管内市区町村、肝疾患診療連携拠点病院(以下「拠点病院」という。)をはじめとした医療関係者、肝炎患者等の意見を聴いて、各都道府県の肝疾患診療体制の実情に応じたものとなるように工夫されたい。さらに、今後の肝炎対策や肝炎医療の進展、各都道府県における肝炎医療コーディネーターの養成や活用の状況を踏まえ、適宜見直しを行うようお願いする。

なお、肝炎医療コーディネーターの名称については、各都道府県において独自の名称を付けても差し支えないが、厚生労働省としては、肝炎患者等が適切な肝炎医療や支援を受けられるように、医療機関、行政機関その他の地域や職域の関係者間の橋渡しを行い、「受検」、「受診」、「受療」と「フォローアップ」が円滑に行われるようにする役割を期待して、肝炎医療コーディネーターという名称としていることに留意されたい。

本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に規定する技術的助言であることを申し添える。

- ① 肝炎医療コーディネーターに期待される役割、心構え
- ② 肝疾患の基本的な知識
- ③ 肝炎患者等に係る支援制度
- ④ 各都道府県の肝炎対策
- ⑤ 地域の肝疾患診療連携体制
- ⑥ 肝炎医療コーディネーターの具体的な活動事例

さらに、肝炎医療コーディネーターの技能向上（スキルアップ）のため、研修会や情報交換会、情報提供などを行うことを定める。

5. その他

上記のほか、肝炎医療コーディネーターの養成及び活用に当たっては、指針第4（2）アにおいて、「地方公共団体及び拠点病院は、医療機関等と連携して、肝炎医療コーディネーターの活動を可能な限り支援することが重要である。」とされていることを踏まえ、各都道府県が必要と考える事項として、例えば、肝炎医療コーディネーターの活動の周知を図ること、肝炎医療コーディネーターが配置されている機関のリストを作成して公表すること、肝炎医療コーディネーターのバッジ等を作成すること、都道府県内での関係者の協力体制の構築及び患者団体との協力などを行うことを定めることが望ましい。

肝炎医療コーディネーターの養成及び活用について

令和5年2月3日

一部改正

1. 基本的な考え方

- 肝炎（B型肝炎及びC型肝炎をいう。以下同じ。）は、適切な治療を行わないまま放置すると慢性化し、肝硬変や肝がんといったより重篤な病態に進行するおそれがある。このため、肝炎ウイルスの感染者及び肝炎患者（ウイルス性肝炎から進行した肝硬変又は肝がんの患者を含む。以下「肝炎患者等」という。）が生活する中で関わる全ての者が肝炎に対する理解を深め、これらの者の協力の下、肝炎患者等が安心して生活できる環境づくりに取り組むことが必要である。
- 肝炎対策の推進に関する基本的な指針（平成28年厚生労働省告示第278号）では、肝硬変又は肝がんへの移行者を減らすことを肝炎対策全体の目標に掲げている。この目標を達成するためには、住民や関係者に肝炎への基本的な理解を広め、肝炎ウイルス検査を受検すること（受検）、検査で陽性となった者が速やかに肝疾患に関する専門医療機関（以下「専門医療機関」という。）を受診すること（受診）、適切な診療を継続して受けること（受療）が重要であり、また、行政や医療機関が肝炎患者等の状況を把握して、必要な情報提供、受診や受療の勧奨等を行うこと（フォローアップ）が必要である。
- このような「受検」、「受診」、「受療」と「フォローアップ」が促進され、肝炎患者等やその家族等への支援が適切に行われるようにするため、肝炎医療コーディネーターは、その配置場所や職種などに応じて、肝炎に関する基礎的な知識や情報を提供し、地域や職域における肝炎への理解の浸透、肝炎患者等やその家族等からの相談に対する助言、行政や肝疾患診療連携拠点病院（以下「拠点病院」という。）などの相談窓口の案内、肝炎ウイルス検査の受検の勧奨、陽性者等に対する専門医療機関の受診の勧奨、肝炎治療特別促進事業（以下「肝炎医療費助成」という。）や肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業などの肝炎患者等を支援する制度の説明を行うなど、都道府県が肝炎対策に係る計画等の内容に応じて養成及び活用を図るものとする。
- なお、最近では、肝炎患者等への支援が充実されるとともに、地方公共団体等による受検、受診及び受療の促進に向けた取組が行われ、一定の効果を上げているが、依然として、肝炎ウイルスに感染しているものの自覚のない者が多数存在すると推定されることや、職域での検診等利便性に配慮した検査体制を整備すること、肝炎ウイルスに起因する肝炎、肝硬変又は肝がんに係る医療（以下「肝炎医療」という。）の体制が十分整備されていない地域があること、精密検査や肝炎医療を適切に受診していない肝炎ウイルス検査結果が陽性である者が多数に上ること等、肝炎医療を必要とす

ーディネーター

(医師、歯科医師、看護師、薬剤師、管理栄養士、臨床検査技師、医療ソーシャルワーカーをはじめとする医療従事者や医療機関職員等)

ア 基本的な役割

肝炎患者等が安心して医療を受けられるように、主に保健医療や生活に関する情報提供や相談支援、フォローアップなどを行うとともに、行政や職場などとの連携の窓口となる。

イ 具体的な活動内容の例

- ・ 肝炎医療に係る情報、知識等の説明、肝炎ウイルス検査の受検案内
- ・ 肝炎ウイルス検査陽性者への受診勧奨、専門医療機関の紹介
- ・ 抗ウイルス治療後も含めた継続受診の重要性（ウイルス排除後も発がんリスクがあることなど）の説明
- ・ 肝炎患者等やその家族等への生活面での助言、服薬や栄養の指導
- ・ 初回精密検査や定期検査の費用助成、肝炎医療費助成、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業、身体障害者手帳等の制度の説明や行政窓口の案内
- ・ C型肝炎訴訟やB型肝炎訴訟に関する窓口案内
- ・ 仕事や育児と治療の両立支援相談に関する窓口案内
- ・ 医療機関職員向けの勉強会の開催
- ・ 拠点病院などで実施する市民公開講座、肝臓病教室、患者サロンなどへの参加
- ・ 地域や職域における啓発行事への参加、啓発行事の周知

② 保健所や市町村に配置された肝炎医療コーディネーター

(保健師その他の保健医療関係職種、行政職員等)

ア 基本的な役割

肝炎対策全般についての普及啓発や情報提供を行い、拠点病院その他の地域や職域における関係機関と連携して、受検、受診、受療を促進するとともに、行政によるフォローアップに従事する。

イ 具体的な活動内容の例

- ・ 肝炎に係る基本的知識の説明や肝炎ウイルス検査の受検勧奨
- ・ 肝炎ウイルス検査が受けられる医療機関及び検診機関の紹介
- ・ 拠点病院や肝疾患相談支援センター、専門医療機関の紹介
- ・ 肝炎ウイルス検査陽性者に対する受診勧奨及びフォローアップ事業の案内・実施
- ・ 初回精密検査や定期検査の費用助成、肝炎医療費助成、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業、身体障害者手帳等の制度の案内
- ・ B型肝炎ワクチン定期接種の説明・案内や感染予防に関する啓発・指導

炎医療コーディネーターの役割は、一般的な普及啓発等が中心となることに留意されたい。肝炎医療コーディネーターが知り得た個人情報については、その取扱いに十分配慮するように研修を行うこと。

(2) 連携の促進

- 各都道府県においては、肝炎医療コーディネーターが、他の肝炎医療コーディネーターと必要に応じて連携できるように、拠点病院を含む関係者の間で肝炎医療コーディネーターの名簿を共有すること、研修等の機会に連携の意義や方法を説明すること及び肝炎医療コーディネーターの交流や情報交換の機会を設けることなどの工夫をされたい。

(3) 活動状況の把握

- 各都道府県においては、肝炎医療コーディネーターが配置されている保健所、市町村、拠点病院、専門医療機関その他の機関から定期的に報告を求めるなどして、肝炎医療コーディネーターの活動状況を把握するように努め、肝炎医療コーディネーターの活動支援や技能向上（スキルアップ）に活用することが望ましい。

4. 肝炎医療コーディネーターの配置場所の目安

- 各都道府県の拠点病院及び専門医療機関、保健所及び市町村の肝炎対策担当部署に肝炎医療コーディネーターを配置するよう努めていただきたい。
- このほか、各都道府県における肝炎患者等やその家族等の利便性、地域や職域での普及啓発の取組、肝疾患診療連携体制の在り方などを考慮し、拠点病院及び専門医療機関以外の医療機関、検診機関、薬局、障害福祉・介護事業所、民間の企業や団体、医療保険者、患者団体など、身近な地域や職域に肝炎医療コーディネーターを配置することが望ましい。
- なお、医療機関については、肝炎の治療を行う医療機関だけでなく、かかりつけ医と専門医との連携を促進する観点から、その他の診療科（例えば、治療等の前や妊娠時に肝炎ウイルス検査を実施することが多い眼科、整形外科、産科など）にも配置することが望ましい。
- 上記を参考としつつ、各都道府県の実情に応じた肝炎医療コーディネーターの配置について、肝炎対策に係る計画や要綱等で方針又は目標等を示すとともに、配置状況を定期的に確認し、均てん化を目指すことが望ましい。

5. 肝炎医療コーディネーターの養成

(1) 対象者

- 肝炎医療コーディネーターは、医師、歯科医師、看護師、薬剤師、管理栄養士、臨床検査技師、医療ソーシャルワーカーその他の保健医療福祉関係職種、都道府県や市町村の職員（保健師など）、民間の企業や団体の健康管理担当者（産業医、衛生管理者

④ 各都道府県の肝炎対策

- ・ 各都道府県の肝炎対策に係る計画と目標を把握する。また、その背景として、可能な範囲で各都道府県の疫学（患者数の動向等）、地域の特性や課題についても習得する。
- ・ B型肝炎ワクチン定期接種、肝炎ウイルス検査の実施体制（市町村含む）、B型肝炎特措法やC型肝炎救済特措法の相談窓口など、都道府県における肝炎対策全般について理解する。

⑤ 地域の肝疾患診療連携体制

- ・ 都道府県内の拠点病院（肝疾患相談支援センター）、専門医療機関の役割や配置状況、かかりつけ医との連携の在り方などを習得する。

⑥ 肝炎医療コーディネーターの具体的な活動事例

- ・ 受検や受診の勧奨、肝炎患者等やその家族等への相談支援、市民公開講座、肝臓病教室、患者サロンでの対応等の具体的な方法を習得する。
- ・ 肝炎医療コーディネーターとして活動している者の体験談などを通じて、実際に現場で起きている対応が難しい事例についても実践的に学ぶことで、あらゆる現場のニーズに臨機応変に対応できる能力を身につけることが望ましい。

(3) 肝炎医療コーディネーターの認定方法

- 都道府県又は都道府県より委託された拠点病院等で基本的知識や各種情報の習得に係る研修などを行い、試験などにより習得状況の確認を行うことが望ましい。なお、活動場所や活動内容によって習得を求められる内容は異なるので、都道府県及び都道府県より委託された拠点病院等で協議し対応すること。なお、研修等修了者への修了証や認定証等の交付やバッジなどの表示に関する工夫も検討していただきたい。
- また、肝炎医療コーディネーターの認定を定期的に更新することや、コーディネーターをとりまとめる働きを行うコーディネーターなど役割等に応じた上位の資格を設けることについても、適宜検討されたい。

(4) 活動支援

- 都道府県は、肝炎医療コーディネーターの名簿を作成し、厳重に管理する。名簿については、個人情報の取扱に配慮しつつ、本人の了解を得た上で、管内市町村、拠点病院、専門医療機関、肝炎医療コーディネーター相互などで共有することも検討されたい。
- 都道府県（保健所等）、都道府県から委託を受けた拠点病院は、肝炎医療コーディネーターの活動を支援するため、情報の提供、活動の案内、相談や助言、研修などで主導的な役割を果たすとともに、肝炎医療コーディネーター相互の情報共有や連携、肝臓専門医などとの協力が図られるように配慮していただきたい。
- 肝炎医療コーディネーターが所属している機関が、組織として、肝炎医療コーディネーターの活動を理解し、支えることが重要であるため、都道府県等は、所属機関の

北海道肝炎医療コーディネーターの養成及び活用に関する要領

(目的)

第1条 この要綱は、北海道肝炎医療コーディネーター(以下「コーディネーター」という。)を養成し、住民への肝炎医療に関する普及啓発、患者やその家族への情報提供などの支援に活用することにより、肝硬変や肝がんへの移行を予防することなど、北海道の肝炎対策を推進することを目的とする。

(基本的な役割)

第2条

- 1 コーディネーターは、第5条第1項の規定による認定を受けて、肝炎患者や肝炎ウイルス検査陽性等(以下「肝炎患者等」という。)が適切な肝炎医療や支援を受けられるように、医療機関、行政機関その他の地域や職域の関係者間の橋渡しを行い、肝炎ウイルス検査の受検、検査陽性者の早期の受診、肝炎患者等の継続的な受療が促進され、行政機関や医療機関によるフォローアップが円滑に行われるようにすることを基本的な役割とする。
- 2 コーディネーターは、前項に規定する基本的な役割を果たすため、相互に連携し、補完し合うものとする。

(活動内容)

第3条 コーディネーターの主な活動内容は、コーディネーターが配置される次に掲げる機関に応じて、それぞれ次に掲げるとおりとする。

(1) 肝疾患診療連携拠点病院、専門医療機関その他の医療機関及び検診機関

- ア 肝炎の検査や治療に関する情報提供及び相談助言
- イ 肝炎患者等を支援するための制度や窓口の案内
- ウ 肝臓病教室、患者サロン等への参加
- エ アからウまでのほか、前条第1項に規定する基本的な役割を果たすために必要な活動

(2) 保健所又は市町村

- ア 肝炎対策に関する情報提供及び普及啓発
- イ 肝炎患者等を支援するための制度や窓口の案内
- ウ 肝炎ウイルス検査の受検勧奨及び肝炎患者等への受診勧奨
- エ アからウまでのほか、前条第1項に規定する基本的な役割を果たすために必要な活動

(3) 民間企業、医療保険者等の職域機関

- ア 事業主、人事管理部門、従業員の普及啓発
- イ 職域の健康診断等における肝炎ウイルス検査の受検案内
- ウ 肝炎患者等が治療を受けながら仕事を続けるための職場環境の整備
- エ アからウまでのほか、前条第1項に規定する基本的な役割を果たすために必要な活動

(4) (1) から (3) までの機関以外の機関

ア 肝炎ウイルス検査の受検や肝炎患者等への理解の促進のための住民等の普及啓発

イ アのほか、前条第1項に規定する基本的な役割を果たすために必要な活動

(配置)

第4条

1 コーディネーターは、肝疾患診療連携拠点病院、肝疾患に関する専門医療機関等の医療機関及び検診機関、保健所及び市町村、薬局、障害福祉サービス及び介護サービスの事業所、民間の企業や団体、医療保険者等に配置するものとする。

2 道は、道内の全ての肝疾患診療連携拠点病院、肝疾患に関する専門医療機関並びに保健所及び市町村にコーディネーターが配置されるように、これらの機関の協力を得て、次条の規定によるコーディネーターの養成及び認定を行うものとする。

3 道は、コーディネーターが配置されている機関の一覧を作成し、公表するものとする。

4 道は、コーディネーターまたは、その配置されている機関に対し、毎年、その活動状況の報告を求めるものとする。

(養成及び認定)

第5条

1 北海道保健福祉部長は、次に掲げる要件を全て満たす者をコーディネーターとして認定するものとする。

(1) 医師、薬剤師、看護師等の保健医療関係者、保健師等の保健所又は市町村で肝炎対策を担当する者、産業医等の企業又は団体で健康管理を担当する者

(2) 道が実施する養成研修を修了した者（北海道大学病院主催の平成29年度北海道肝炎医療従事者研修「肝炎医療コーディネーター研修実現に向けて」を修了したものを含む。）

2 前項(2)に規定する養成研修の内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) コーディネーターに期待される役割、心構え

(2) 肝疾患の基本的な知識

(3) 道の肝炎対策

(4) 地域の肝疾患診療連携体制

(5) コーディネーター（他県で養成の肝炎医療コーディネーター含む。）の具体的な活動事例

3 北海道保健福祉部長は、第1項の規定によりコーディネーターの認定を行ったときは、認定証及び認定バッジを交付し、コーディネーター名簿に登録を行うものとする。

4 北海道保健福祉部長は、コーディネーターが次のいずれかに該当すると認めるときは、第1項の規定による認定を取り消し、前項に規定する名簿から登録を抹消する。この場合において、認定を取り消された者は、前項に規定する認定証及び認定バッジを返納しなければならない。

- (1) コーディネーターとして不適切な行為を行ったとき
- (2) 疾病その他の理由によりコーディネーターとして活動することが困難になったとき
- (3) 本人から認定取消の申し出があったとき

(技能向上及び活動支援)

第6条

- 1 道は、研修会又は情報交換会の開催、情報提供等を実施し、コーディネーターの継続的な技能の向上と相互の連携の強化を図り、その活動を支援するものとする。
- 2 道はコーディネーターの活動内容や、配置されている医療機関、行政機関などのリストを、道や拠点病院のホームページ等を活用し、周知を図るものとする。

(守秘義務)

第7条 コーディネーターは、正当な理由なく、その活動を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。第5条第4項の規定により認定を取り消された後も同様とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、コーディネーターについて必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年3月30日から施行する。

(改正後) ○○県肝炎医療コーディネーターの養成及び活用に関する要綱 (例)	北海道肝炎医療コーディネーターの養成 及び活用に関する要綱 (現行)
<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、○○県肝炎医療コーディネーターを養成し、住民への肝炎医療に関する普及啓発、患者やその家族への情報提供などの支援に活用することにより、肝硬変や肝がんへの移行を予防することなど、○○県の肝炎対策を推進することを目的とする。</p> <p>(基本的な役割)</p> <p>第2条</p> <p>1 ○○県肝炎医療コーディネーターは、第5条第1項の規定による認定を受けて、<u>肝炎ウイルスの感染者及び肝炎患者（ウイルス性肝炎から進行した肝硬変又は肝がんの患者を含む。以下「肝炎患者等」という。）</u>が適切な肝炎医療や支援を受けられるように、医療機関、行政機関その他の地域や職域の関係者間の橋渡しを行い、肝炎ウイルス検査の受検、検査陽性者の早期の受診、肝炎患者等の継続的な受療が促進され、行政機関や医療機関によるフォローアップが円滑に行われるようにすることを基本的な役割とする。</p> <p>2 ○○県肝炎医療コーディネーターは、前項に規定する基本的な役割を果たすため、相互に連携し、補完し合うものとする。</p> <p>(活動内容)</p> <p>第3条 ○○県肝炎医療コーディネーターの主な活動内容は、○○県肝炎医療コーディネーターが配置される次に掲げる機関に応じて、それぞれ次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 肝疾患診療連携拠点病院、専門医療機関その他の医療機関及び検診機関</p> <p>ア 肝炎の検査や治療に関する情報提供及び相談助言</p> <p>イ 肝炎患者等を支援するための制度や窓口の案内</p> <p>ウ <u>市民公開講座</u>、肝臓病教室、患者サロン等への参加</p> <p>エ アからウまでのほか、前条第1項に規定する基本的な役割を果たすために必要な活動</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、北海道肝炎医療コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を養成し、住民への肝炎医療に関する普及啓発、患者やその家族への情報提供などの支援に活用することにより、肝硬変や肝がんへの移行を予防することなど、北海道の肝炎対策を推進することを目的とする。</p> <p>(基本的な役割)</p> <p>第2条</p> <p>1 コーディネーターは、第5条第1項の規定による認定を受けて、<u>肝炎患者や肝炎ウイルス検査陽性等</u>（以下「肝炎患者等」という。）が適切な肝炎医療や支援を受けられるように、医療機関、行政機関その他の地域や職域の関係者間の橋渡しを行い、肝炎ウイルス検査の受検、検査陽性者の早期の受診、肝炎患者等の継続的な受療が促進され、行政機関や医療機関によるフォローアップが円滑に行われるようにすることを基本的な役割とする。</p> <p>2 コーディネーターは、前項に規定する基本的な役割を果たすため、相互に連携し、補完し合うものとする。</p> <p>(活動内容)</p> <p>第3条 コーディネーターの主な活動内容は、コーディネーターが配置される次に掲げる機関に応じて、それぞれ次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 肝疾患診療連携拠点病院、専門医療機関その他の医療機関及び検診機関</p> <p>ア 肝炎の検査や治療に関する情報提供及び相談助言</p> <p>イ 肝炎患者等を支援するための制度や窓口の案内</p> <p>ウ 肝臓病教室、患者サロン等への参加</p> <p>エ アからウまでのほか、前条第1項に規定する基本的な役割を果たすために必要な活動</p> <p>(2) 保健所又は市町村</p>

(2) 保健所又は市町村の肝炎対策担当部署

- ア 肝炎対策に関する情報提供及び普及啓 発
- イ 肝炎患者等を支援するための制度や窓口の案内
- ウ 肝炎ウイルス検査の受検勧奨及び肝炎患者等への受診勧奨
- エ アからウまでのほか、前条第1項に規定する基本的な役割を果たすために必要な活動

(3) 民間企業、医療保険者等の職域機関

- ア 事業主、人事管理部門、従業員の普及啓発
- イ 職域の健康診断等における肝炎ウイルス検査の受検案内
- ウ 肝炎患者等が治療を受けながら仕事を続けるための職場環境の整備
- エ アからウまでのほか、前条第1項に規定する基本的な役割を果たすために必要な活動

(4) (1) から (3) までの機関以外の機関

- ア 肝炎ウイルス検査の受検や肝炎患者等への理解の促進のための住民等の普及啓発
- イ アのほか、前条第1項に規定する基本的な役割を果たすために必要な活動

(配置)

第4条

- 1 ○○県肝炎医療コーディネーターは、肝疾患診療連携拠点病院、肝疾患に関する専門医療機関等の医療機関及び検診機関、保健所及び市町村の肝炎対策担当部署、薬局、障害福祉サービス及び介護サービスの事業所、民間の企業や団体、医療保険者、**肝炎患者の団体等**に配置するものとする。
- 2 県は、県内の全ての肝疾患診療連携拠点病院、肝疾患に関する専門医療機関並びに保健所及び市町村の肝炎対策担当部署に○○県肝炎医療コーディネーターが配置されるように、これらの機関の協力を得て、次条の規定による○○県肝炎医療コーディネーターの養成及び認定を行うものとする。
- 3 県は、○○県肝炎医療コーディネーターが配置されている機関の一覧を作成

ア 肝炎対策に関する情報提供及び普及啓 発

- イ 肝炎患者等を支援するための制度や窓口の案内
- ウ 肝炎ウイルス検査の受検勧奨及び肝炎患者等への受診勧奨
- エ アからウまでのほか、前条第1項に規定する基本的な役割を果たすために必要な活動

(3) 民間企業、医療保険者等の職域機関

- ア 事業主、人事管理部門、従業員の普及啓発
- イ 職域の健康診断等における肝炎ウイルス検査の受検案内
- ウ 肝炎患者等が治療を受けながら仕事を続けるための職場環境の整備
- エ アからウまでのほか、前条第1項に規定する基本的な役割を果たすために必要な活動

(4) (1) から (3) までの機関以外の機関

- ア 肝炎ウイルス検査の受検や肝炎患者等への理解の促進のための住民等の普及啓発
- イ アのほか、前条第1項に規定する基本的な役割を果たすために必要な活動

(配置)

第4条

- 1 コーディネーターは、肝疾患診療連携拠点病院、肝疾患に関する専門医療機関等の医療機関及び検診機関、保健所及び市町村、薬局、障害福祉サービス及び介護サービスの事業所、民間の企業や団体、医療保険者等に配置するものとする。
- 2 道は、道内の全ての肝疾患診療連携拠点病院、肝疾患に関する専門医療機関並びに保健所及び市町村にコーディネーターが配置されるように、これらの機関の協力を得て、次条の規定によるコーディネーターの養成及び認定を行うものとする。
- 3 道は、コーディネーターが配置されている機関の一覧を作成し、公表する

し、公表するものとする。

- 4 県は、〇〇県肝炎医療コーディネーターが配置されている機関に対し、毎年、その活動状況の報告を求めるものとする。

(養成及び認定)

第5条

- 1 知事は、次に掲げる要件を全て満たす者を〇〇県肝炎医療コーディネーターとして認定するものとする。

(1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師等の保健医療関係者、保健師等の保健所又は市町村で肝炎対策を担当する者、産業医等の企業又は団体に健康管理を担当する者、肝炎患者又はその家族その他肝炎の予防及び肝炎患者の支援の推進に意欲を有する者

(2) 県が実施する養成研修を受講し、習熟度に関する試験に合格した者

- 2 前項(2)に規定する養成研修の内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 〇〇県肝炎医療コーディネーターに期待される役割、心構え

(2) 肝疾患の基本的な知識

(3) 肝炎患者等に係る支援制度

(4) 県の肝炎対策

(5) 地域の肝疾患診療連携体制

(6) 〇〇県肝炎医療コーディネーターの具体的な活動事例

- 3 知事は、第1項の規定により〇〇県肝炎医療コーディネーターの認定を行ったときは、認定証及び認定バッジ等を交付し、〇〇県肝炎医療コーディネーター名簿に登録を行うものとする。

- 4 知事は、〇〇県肝炎医療コーディネーターが次のいずれかに該当すると認めるときは、第1項の規定による認定を取り消し、前項に規定する名簿から登録を抹消する。この場合において、認定を取り消された者は、前項に規定する認定証及び認定バッジ等を返納しなければならない。

(1) 〇〇県肝炎医療コーディネーターとして不適切な行為を行ったとき

(2) 疾病その他の理由により〇〇県肝炎医療コーディネーターとして活動する

ものとする。

- 4 道は、コーディネーターまたは、その配置されている機関に対し、毎年、その活動状況の報告を求めるものとする。

(養成及び認定)

第5条

- 1 北海道保健福祉部長は、次に掲げる要件を全て満たす者をコーディネーターとして認定するものとする。

(1) 医師、薬剤師、看護師等の保健医療関係者、保健師等の保健所又は市町村で肝炎対策を担当する者、産業医等の企業又は団体に健康管理を担当する者

(2) 道が実施する養成研修を修了した者(北海道大学病院主催の平成29年度北海道肝炎医療従事者研修「肝炎医療コーディネーター研修実現に向けて」を修了したものを含む。)

- 2 前項(2)に規定する養成研修の内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) コーディネーターに期待される役割、心構え

(2) 肝疾患の基本的な知識

(3) 道の肝炎対策

(4) 地域の肝疾患診療連携体制

(5) コーディネーター(他県で養成の肝炎医療コーディネーター含む。)の具体的な活動事例

- 3 北海道保健福祉部長は、第1項の規定によりコーディネーターの認定を行ったときは、認定証及び認定バッジを交付し、コーディネーター名簿に登録を行うものとする。

- 4 北海道保健福祉部長は、コーディネーターが次のいずれかに該当すると認めるときは、第1項の規定による認定を取り消し、前項に規定する名簿から登録を抹消する。この場合において、認定を取り消された者は、前項に規定

<p>ことが困難になったとき</p> <p>(3) 本人から認定取消の申し出があったとき</p> <p>(技能向上及び活動支援)</p> <p>第6条</p> <p>1 県は、研修会又は情報交換会の開催、情報提供等を実施し、〇〇県肝炎医療コーディネーターの継続的な技能の向上と相互の連携の強化を図り、その活動を支援するものとする。</p> <p>2 県は肝炎医療コーディネーターの活動内容や、配置されている医療機関、行政機関などのリストを、県や拠点病院のホームページ、広報誌その他様々な広報手段を検討し、周知を図るものとする。</p> <p>(守秘義務)</p> <p>第7条 〇〇県肝炎医療コーディネーターは、正当な理由なく、その活動を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。第5条第4項の規定により認定を取り消された後も同様とする。</p> <p>(その他)</p> <p>第8条 この要綱に定めるもののほか、〇〇県肝炎医療コーディネーターについて必要な事項は、別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、<u>令和</u>〇年〇月〇日から施行する。</p>	<p>する認定証及び認定バッジを返納しなければならない。</p> <p>(1) コーディネーターとして不適切な行為を行ったとき</p> <p>(2) 疾病その他の理由によりコーディネーターとして活動することが困難になったとき</p> <p>(3) 本人から認定取消の申し出があったとき</p> <p>(技能向上及び活動支援)</p> <p>第6条</p> <p>1 道は、研修会又は情報交換会の開催、情報提供等を実施し、コーディネーターの継続的な技能の向上と相互の連携の強化を図り、その活動を支援するものとする。</p> <p>2 道はコーディネーターの活動内容や、配置されている医療機関、行政機関などのリストを、道や拠点病院のホームページ等を活用し、周知を図るものとする。</p> <p>(守秘義務)</p> <p>第7条 コーディネーターは、正当な理由なく、その活動を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。第5条第4項の規定により認定を取り消された後も同様とする。</p> <p>(その他)</p> <p>第8条 この要綱に定めるもののほか、コーディネーターについて必要な事項は、別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、<u>平成 30 年 3 月 30 日</u>から施行する。</p>
--	--